

令和7年度
土地改良技術
現場技術業務



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

積 算 書

(当初)

九州農政局
土地改良技術事務所

事業名	土地改良技術					
業務名	現場技術業務					
業務別業務名:現場技術業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単 - 1号 ***						
S02115	技師(C)		人		1,000	歩A 当たり算出
	技師(C)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04006 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04006	技師(C)	1.000	人	40,300	40,300	
	合計				40,300	算出数量 1.000 人
	単価				40,300	
*** S単 - 2号 ***						
S63010	打合せ(設計業務基準日額)技師A		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ(設計業務基準日額) 積算業務,中間,0.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.25日,0.06日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種 2)打合せ	積算業務 中間		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)設計用主任技師人数 4)設計用技師(A)人数 5)設計用技師(B)人数 6)設計用技師(C)人数 7)打合せ日数 8)往復移動日数	0.00人 1.00人 0.00人 0.00人 0.250日 0.060日				
R04004	技師(A)	0.310	人	59,600	18,476	
	合計				18,476	算出数量 1.000 回
	単価		回		18,476	
*** S単 - 3号 ***						
S63011	打合せ(設計旅費・交通費)技師A		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ(設計旅費・交通費) 一般工種,中間,通勤により打合せ,,,一般交通機関,0日,,L<100km (100km未満)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種 2)打合せ内容	一般工種 中間		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師配置人員 4)技師A配置人員 5)技師B配置人員 6)技師C配置人員 7)打合せ日数 8)往復移動日数 9)宿泊区分 12)交通機関区分 13)高速道路往復料金(税別) 14)鉄道往復1人当料金(税別) 15)バス往復1人当料金(税別) 16)船舶往復1人当料金(税別) 17)航空往復1人当料金(税別) 18)ライトバン使用日数 20)往復移動距離区分	0人 1人 0人 0人 0.25日 0.06日 通勤により打合せ 一般交通機関 0円 0円 328円 0円 0円 0日 L<100km(100km未満)				
P54307	バス料金 消費税抜き	1.000	人	328	328	
	合計				328	算出数量 1.000 回
	単価		回		328	
*** S単 - 4号 ***						
S63018	外業(八代平野農業水利事業所)		式		1,000	歩A 当たり算出
	旅費交通費(設計外業日雇用) ライトバン,1日,3時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)交通機関区分 2)高速道路往復料金(税別) 3)鉄道往復1人当料金(税別) 4)バス往復1人当料金(税別) 5)船舶往復1人当料金(税別) 6)航空往復1人当料金(税別)	ライトバン 0円 0円 0円 0円 0円		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	

事業名	土地改良技術
業務名	現場技術業務

業務別業務名:現場技術業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	7)ライトバン使用日数の入力	1日				
	8)時間区分	3時間				
	9)設計用技師長外業日数	0.000日				
	10)設計用主任技師外業日数	0.000日				
	11)設計用技師A外業日数	0.000日				
	12)設計用技師B外業日数	0.000日				
	13)設計用技師C外業日数	1.000日				
	14)設計用技術員外業日数	0.000日				
M28121	ライトバン[ガソリン 二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,960	1,960	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	8.100	L	166	1,345	
	合計				3,305	算出数量 1.000 式
	単価		式		3,305	
	*** S単 - 5号 ***					
S63018	外業(八代海岸保全事業所)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	旅費交通費(設計外業日帰用) ライトバン,1日,3時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)交通機関区分	ライトバン		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)高速道路往復料金(税別)	0円		深夜時間:0.0		
	3)鉄道往復1人当料金(税別)	0円				
	4)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	5)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	6)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	7)ライトバン使用日数の入力	1日				
	8)時間区分	3時間				
	9)設計用技師長外業日数	0.000日				
	10)設計用主任技師外業日数	0.000日				
	11)設計用技師A外業日数	0.000日				
	12)設計用技師B外業日数	0.000日				
	13)設計用技師C外業日数	1.000日				
	14)設計用技術員外業日数	0.000日				
M28121	ライトバン[ガソリン 二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,960	1,960	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	8.100	L	166	1,345	
	合計				3,305	算出数量 1.000 式
	単価		式		3,305	
	*** S単 - 6号 ***					
S63018	外業(宇城農地整備事業所)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	旅費交通費(設計外業日帰用) ライトバン,1日,2時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)交通機関区分	ライトバン		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)高速道路往復料金(税別)	0円		深夜時間:0.0		
	3)鉄道往復1人当料金(税別)	0円				
	4)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	5)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	6)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	7)ライトバン使用日数の入力	1日				
	8)時間区分	2時間				
	9)設計用技師長外業日数	0.000日				
	10)設計用主任技師外業日数	0.000日				
	11)設計用技師A外業日数	0.000日				
	12)設計用技師B外業日数	0.000日				
	13)設計用技師C外業日数	1.000日				
	14)設計用技術員外業日数	0.000日				
M28121	ライトバン[ガソリン 二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,650	1,650	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	5.400	L	166	896	
	合計				2,546	算出数量 1.000 式
	単価		式		2,546	
	*** S単 - 7号 ***					
S63018	外業(筑後川下流右岸農地防災事業所)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	旅費交通費(設計外業日帰用) ライトバン,1日,3時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)交通機関区分	ライトバン		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)高速道路往復料金(税別)	3,146円				

令和7年度土地改良技術事務所
現場技術業務

特別仕様書

九州農政局
土地改良技術事務所

(適用範囲)

第1条

令和7年度土地改良技術事務所現場技術業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条

本業務は、土地改良技術事務所で行う事業所支援のうち積算支援等の補助的業務を行うものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第4条

管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高校卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

- ・技術士（総合技術監理部門（農業—農業土木、農業—農業農村工学）
- ・技術士（農業部門（農業土木、農業農村工学）
- ・博士（農学）
- ・農業土木技術管理士
- ・1級土木施工管理技士
- ・シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）

(現場技術員)

第5条

現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

技術者区分	資格
現場技術員 (B)	<ul style="list-style-type: none">・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学））・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学））・1級土木施工管理技士の資格を有する者・2級土木施工管理技士の資格取得後4年以上の実務経験を有する者・技術士補（農業部門）・大学卒業後5年（短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年）以上の実務経験を有する者

(配置技術者の確認)

第6条

共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第7条

受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(適用する図書)

第8条

本業務の実施に当たっては、最新の技術基準及び参考図書に基づいて行わなければならない。

(作業内容)

第9条

作業内容は、土地改良技術事務所で行う事業所支援のうち積算支援等の補助的業務を予定しており、詳細は以下のとおりである。

なお、作業対象となる事業（務）所は九州管内の全事業（務）所を想定している。

1. 作業内容

(1) 事業所支援

- 1) 工事・業務等積算手法等に関する支援の補助
工事の発注にかかる設計図書の審査に関する支援の補助
- 2) 技術事務所が保有する積算ソフトによる支援の補助
- 3) 施設機械工事の積算等に関する支援の補助

なお、1)～3)については以下の件数を想定している。

- 1) 35件程度
- 2) 3件程度
- 3) 3件程度

また、現場技術員は以下の事業(務)所で行われる設計図書の審査に関する支援の補助に随行することを想定している。

事業所	所在地
八代平野農業水利事業所	熊本県八代市日置町171-1
八代海岸保全事業所	熊本県八代市大村町1092-1
宇城農地整備事業所	熊本県宇城市松橋町松橋357-1
筑後川下流右岸農地防災事業所	佐賀県神埼市千代田町直鳥166-1

(業務場所)

第10条

業務場所は、土地改良技術事務所内及び管内事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎等
を無償で使用させるものとする。

設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等については、受発注者間で協議の上、テレワークに
より業務を実施することができる。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(履行期間)

第11条

業務期間は次のとおりとする。

令和7年4月14日～令和8年1月22日

(業務内容)

第12条

本業務に従事する現場技術員は現場技術員(B)とし、その業務内容は次のとおりとする。

- 1) 設計に関する業務
 - ・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他資料作成・チェックに関する業務
 - ・経験に基づく技術的な判断または助言を要する業務
- 2) 関係機関等との協議に関する業務
 - ・経験に基づく技術的な判断または助言を要する業務
- 3) 事業実施に関する業務

- ・ 経験に基づく技術的な判断または助言を要する業務

(作業上の留意事項)

第 13 条

- (1) 本業務において通勤用に自動車を利用する場合は、受注者の負担において駐車場を用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。
業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。
- (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。
- (4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。
なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。
- (5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(打合せ)

第 14 条

共通仕様書第 1－5 条による打合せについては、月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

第 15 条

成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1 式
- (2) 共通仕様書第 2-4 条、第 2-5 条及び第 2-16 条から第 2-19 条の規定により実施した業務において作成した資料 1 式
- (3) その他必要な資料 1 式

(成果物の提出先)

第 16 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

熊本県熊本市東区東町 4 丁目 5-7

九州農政局土地改良技術事務所

(契約変更)

第 17 条

業務請負契約書第 16 条から第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 9 条に示す「作業内容」に変更が生じた場合。
- (2) 第 10 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第 11 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (4) 第 12 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (5) 第 14 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第 15 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) その他

(定めなき事項)

第 18 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。